

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 2 9 号

平成 31 年 3 月 7 日

木 曜 日

---

## 目 次

---

### 告 示

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| ○港湾法の規定による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定 | (港営課) 2 |
| ○港湾施設の供用開始に係る告示の廃止            | (港営課) 2 |
| ○公有水面埋立の竣功の認可                 | (港営課) 2 |
| ○公有水面埋立の竣功の認可                 | (港営課) 4 |

告 示
-----

## 四日市港管理組合告示第 4 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条の 11 第 1 項の規定により、みだりに捨て、又は放置してはならない区域（以下「放置等禁止区域」という。）及び当該区域内において放置等の行為を禁止する物件（以下「放置等禁止物件」という。）を次のとおり指定します。

平成 31 年 3 月 7 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 放置等禁止区域

次の各号のいずれかに該当する区域とします。

- (1) 四日市港管理組合が管理する港湾施設（昭和 44 年四日市港管理組合告示第 6 号）の区域（水域施設及び運河を除く。）
- (2) 港湾隣接地域内にある四日市港管理組合が管理者である海岸保全施設の区域
- (3) 前 2 号に定める施設以外で、港湾隣接地域内又は臨港地区内にある四日市港管理組合が所有する施設の区域（土地を含む。）

## 2 放置等禁止物件

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車並びにこれらの部品

## 3 指定に係る図書

指定の範囲を示す図面については、四日市港管理組合に備え置いて縦覧に供します。

## 4 指定の適用日

平成 31 年 4 月 1 日

## 四日市港管理組合告示第 5 号

港湾施設の供用開始について（平成 31 年四日市港管理組合告示第 2 号）を廃止します。

平成 31 年 3 月 7 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 四日市港管理組合告示第 6 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり竣功認可しましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 31 年 3 月 7 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

1 竣功認可の年月日

平成 31 年 3 月 7 日

2 竣功認可を受けた者の住所、名称及び代表者の氏名

竣功認可を受けた者

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

3 埋立区域の位置

四日市市楠町北五味塚字古江 1086 番地の 2 の地先公有水面

4 埋立区域及び面積

(1) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑭の地点と⑯の地点を結ぶ平成 20 年の春分の満潮位（Y.P. +2.130m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

⑭の地点 四日市市楠町北五味塚字戊田 1211 番 1 の国土地理院電子基準点楠（北緯 34 度 54 分 49 秒 70 東経 136 度 38 分 11 秒 40）から 107 度 52 分 15 秒 843.51m の地点

⑰の地点 ⑭の地点から 98 度 42 分 32 秒 71.99m の地点

⑱の地点 ⑰の地点から 79 度 39 分 33 秒 56.11m の地点

⑲の地点 ⑱の地点から 169 度 30 分 56 秒 9.13m の地点

⑳の地点 ⑲の地点から 190 度 09 分 38 秒 75.38m の地点

㉑の地点 ⑳の地点から 186 度 59 分 29 秒 34.95m の地点

㉒の地点 ㉑の地点から 190 度 15 分 50 秒 10.52m の地点

(2) 面積

7,432.55 平方メートル

5 埋立ての免許の年月日及び番号

免許年月日 平成 21 年 4 月 1 日

免許番号 組合指令管第 43 号

6 法第 22 条第 3 項の市町村名

四日市市

## 四日市港管理組合告示第 7 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり竣功認可しましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 31 年 3 月 7 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 竣功認可の年月日

平成 31 年 3 月 7 日

## 2 竣功認可を受けた者の住所、名称及び代表者の氏名

竣功認可を受けた者

津市広明町 13 番地

三重県

三重県知事 鈴木 英敬

## 3 埋立区域の位置

四日市市楠町吉崎字二之割 315 番地の 4 から同市楠町吉崎字三之割 185 番地の 4 に至る間の地先公有水面

## 4 埋立区域及び面積

## (1) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点を結ぶ平成 20 年の春分の満潮位（Y.P. +2.130m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

①の地点 四日市市楠町北五味塚字戌田 1211 番 1 の国土地理院電子基準点楠（北緯 34 度 54 分 49 秒 70 東経 136 度 38 分 11 秒 40）から 64 度 54 分 26 秒 809.40m の地点

②の地点 ①の地点から 110 度 20 分 30 秒 98.27m の地点

⑦の地点 ②の地点から 169 度 38 分 49 秒 188.47m の地点

⑫の地点 ⑦の地点から 259 度 39 分 20 秒 139.66m の地点

## (2) 面積

27,923.29 平方メートル

## 5 埋立ての免許の年月日及び番号

免許年月日 平成 21 年 4 月 1 日

免許番号 組合指令管第 43 号

## 6 法第 22 条第 3 項の市町村名

四日市市

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1  
四日市港管理組合経営企画部総務課  
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---